

第二条関係

改正案			現 行		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表（第二条関係）			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 31	(略)	(略)	1 ～ 31	(略)	(略)
32	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）及びガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下この項において「施行令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。） 1～4 (略) 5 施行令第二十条第二項の規定による報告 6～7 (略)	滑川町、吉見町、松伏町	32	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）及びガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下この項において「施行令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。） 1～4 (略) 5 施行令第十九条第二項の規定による報告 6～7 (略)	滑川町、吉見町、松伏町
33 ～ 47	(略)	(略)	33 ～ 47	(略)	(略)
48	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この項において「法」という。）及び電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号。以下この項において「施行	各町村	48	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この項において「法」という。）及び電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号。以下この項において「施行	各町村

改正案			現 行		
	<p>令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施行令第九條第二項の規定による報告 (1から3までの事務に係るものに限る。)</p>			<p>令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施行令第五條第二項の規定による報告 (1から3までの事務に係るものに限る。)</p>	
49 ↳ 59	(略)	(略)	49 ↳ 59	(略)	(略)
60	<p>一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号。以下この項において「施行令」という。)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 施行令第十六條第八項の規定による報告</p> <p>7 (略)</p>	各市町村(さいたま市を除く。)	60	<p>一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号。以下この項において「施行令」という。)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 施行令第十三條第八項の規定による報告</p> <p>7 (略)</p>	各市町村(さいたま市を除く。)
	二・三 (略)	(略)		二・三 (略)	(略)
	<p>四 法、施行令及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施行令第十六條第八項の規定による報告</p>	滑川町、吉見町、松伏町		<p>四 法、施行令及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施行令第十三條第八項の規定による報告</p>	滑川町、吉見町、松伏町

改正案			現行		
	6 (略)			6 (略)	
61 ↳ 117	(略)	(略)	61 ↳ 117	(略)	(略)